

第2回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時）

平成20年3月21日（金） 14:38～15:15

（場 所）

松山市三番町4丁目8-5
第7越智ビル 4階 会議室

（出席者）

委 員：宇都宮委員、前田委員、三好委員、吉川委員（五十音順）
計4名
（欠席者：土居委員）

事務局：水口事務局長、増元総務課長、羽藤事業課長、岡井課長補佐
藤田総務企画係長、小川資格管理係長、北須賀医療給付係長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 水口事務局長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 報告事項について
 - ・個人情報取扱事務開始届
 - ・情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正
 - (2) 情報提供の依頼における協議について
 - (3) 今後の個人情報等の取扱いにおける協議について
 - (4) その他
- 4 閉会

（議事内容）

- 3 議題
 - (1) 報告事項について
《資料に基づき事務局説明》
 - ・個人情報取扱事務開始の届出について
個人情報保護条例第6条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療保険制度において、福祉医療対象者に対する医療給付業務を行うこと等を目的とした個人情報取扱事務開始届出書の提出があったため、同条第4項の規定に基づき個人情報取扱事務の名称・目的・個人情報の対象者の範囲等について報告を行った。
 - ・情報公開条例の一部改正について
郵政民営化法の施行に伴い、日本郵政公社が廃止されたことにより一部改正を行い、議決されたことの報告を行った。
 - ・個人情報保護条例の一部改正について

個人情報の取扱いについて、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があることから一部改正を行い、議決されたことの報告を行った。

(会 長) 条例改正は法律に伴うものですね。

(事務局) そうです。

《質疑・応答》

1 レセプトとレセプトイメージの違いについて

レセプトといいますのは、医療機関から保険者の方に請求をするものでございまして、紙ベースと電子ベースがあります。レセプトイメージというのは、そのレセプトを画像化し、パソコンで見ることができるようにしたものでございます。

2 個人情報保護条例の一部改正について

改正された罰則について、第 44 条において「第三者の不正な利益を図る目的で」とあり、かなり限定されているように感じるということですが、実施機関、そこに居れば当然公務員としてそうですけれども、その職務にあったものについても一般的なこととして提供してはならないということでございます。

(2) 情報提供の依頼における協議について

《資料に基づき事務局説明》

広域連合保有の個人情報について、目的以外の目的のために利用または提供する場合については、広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とされている。そのため、個人情報を利用または提供するため審査会の意見を聴くものであります。

- ・国保連介護給付適正化システム（医療情報との突合）の拡充に伴う情報提供の協力依頼について

愛媛県保健福祉部長から、国保連合会介護給付適正化システムにおける医療情報との突合により、適正な介護給付を確保するため後期高齢者医療制度被保険者情報等の提供について協力依頼があったものであります。

- ・愛媛県後期高齢者医療制度被保険者情報の提供について

上島町長から、福祉医療費の審査支払について、後期高齢者の負担割合や負担限度額といった情報が必要となるため、提供の依頼があったものであります。

このことについて、上島町では、福祉医療費の審査支払を国保連合会へ委託せず、自庁システムで行っており、後期高齢者医療制度移行後も引続き自庁システムで行う予定であるため、同情報を利用するものであります。

(会 長) 広域連合が保有する個人情報を各公共団体に提供するということの承認を審査会に求めるということですか。

(事務局) はい、ご意見をいただきたいという条例の趣旨でございます。

《質疑・応答》

1 技術的な提供について

広域連合が設置している県内 20 市町担当窓口の端末の情報を引抜き、媒体を利用し、市町側の介護保険のシステムに提供するという作業であります。

次の上島町については、広域連合の事務局の中で情報を抽出し、広域連合のネットワークの中で上島町で引出せるような情報を上島町の端末まで送るということになります。その情報を上島町で引抜き、自庁のシステムで利用していただくようになります。

2 広域連合の情報提供から、適正給付の審査までの時間について

1 箇月程度になります。

3 19 年度において 12 の保険者で突合を実施しているということについて

県内の市町国保については実施していると思われます。
また、老人保健についても同様に行っているところであります。

議題 2 に対する質疑・応答の結果、公益上必要であり確認の必要もあることから、愛媛県内各市町及び上島町への提供について、審査会として承認される。

(3) 今後の個人情報等の取扱いにおける協議について

《資料に基づき事務局説明》

・今後の個人情報等の取扱いにおける協議について

広域連合の保有する個人情報等について、他の実施機関または国、他の地方公共団体等に対し提供する根拠規程が無く、その都度審査会を開催することとなるため、今後の取扱いについては 11 月定例会での条例の一部改正を考えている。

また、他の実施機関または国、他の地方公共団体への提供という限定した中で、当面条例改正までの間、議題 2 で協議を行った件に準ずる事案については、会長及び事務局で協議し、提供等についての判断を行い、結果を各委員に報告するというこ
とで承認いただけるよう提案する。

(会 長) 条例改正は 11 月ですか。

(事務局) はい、広域連合の定例会が 11 月と 2 月の 2 回予定されておりますので、早い時期の 11 月を予定しております。

《委員からの意見等》

(委 員) 会長は審査会ではありませんから、審査会の開催ではなく、委員への持回りをしていただき、各事案について各委員に確認していただくということでしょうか。

(委 員) 会長に一任ではなくて、委員皆さん方に全てお知らせして、審査会を開催できない場合には持回りするというところでどうでしょうか。

(事務局) はい。

(委 員) 問題ありません。

議題 3 に対する協議の結果、各事案が生じた場合、審査会を開催することとし、開催が困難な場合に限り持回りで協議・決定することで承認される。

(4) その他

委員・事務局とも特に意見はなし。

署名委員

会 長

前 田 繁 一

委 員

三 好 慶 子